

青少年の社会規範意識に関する研究Ⅱ

～日本及び韓国における一般・非行少年の比較検討を通して～

清永奈穂（STEPⅡ研究所）

I 目的

本調査研究は、我が国の青少年の社会規範意識の実態と特徴を、日本－韓国の青少年の比較研究によって明らかにすることを目的とする。

前回報告で（1995年度で）、日本－韓国の「非行少年」の社会規範意識を比較検討した。本年は、昨年の結果を踏まえ、さらに日本－韓国の「一般少年」の社会規範意識について、以下の様な点について検討をすすめる。

- ①日本および韓国における青少年の社会規範意識の実態とその特徴の把握
- ②日本及び韓国における青少年の反社会規範行為に対する許容性
- ③それぞれの反社会規範行為に対する実際の体験者率の把握、及びそれらと許容性との相互関連性の把握

II 調査の枠組み

(1) 調査対象地及び調査対象者

調査対象者となった少年たちは以下の通りである。

日本：全国を警察区分に従い大きく8区に分け、その管区の人口学的あるいは社会経済的特徴を最もよく表すと思われる22区市町を抽出し、その区市町の特徴を最もよく表すと思われる22中学校区を最終的に調査対象地と定めた。

調査対象少年のうち、一般少年の場合、その中学校区内に居住し、学校区内の中学校に通学している中学2年生。非行少年は、その中学校区を所管する警察署および隣接警察署で、一般刑法あるいは特別法を犯したとして補導・検挙された同中

学校区内に居住する中学2年在籍の非行少年。

韓国：一般少年の場合、全国を4区に分け、それぞれ区の人口学的あるいは社会経済的特性を最もよく表すと思われる市内に居住し、その学区内の中学校に通う中学2年生。非行少年の場合、一般少年と同じ市内で、非行を働き、少年院に入所させられた上記一般少年と同年齢の非行少年。

(2) 調査対象者数

調査対象者数は以下の通りである。

日本：一般少年392人、非行少年408人

韓国：一般少年402人、非行少年116人

(3) 方法

一般少年：日本、韓国ともに上記の学校に調査を依頼し、留置法によって学級単位で調査実施。

非行少年：日本は一定調査期間内に警察に補導された非行少年を対象に留置法によって調査実施

韓国は上記学区を管轄する少年院において留置法によって調査実施。

(4) 調査期日

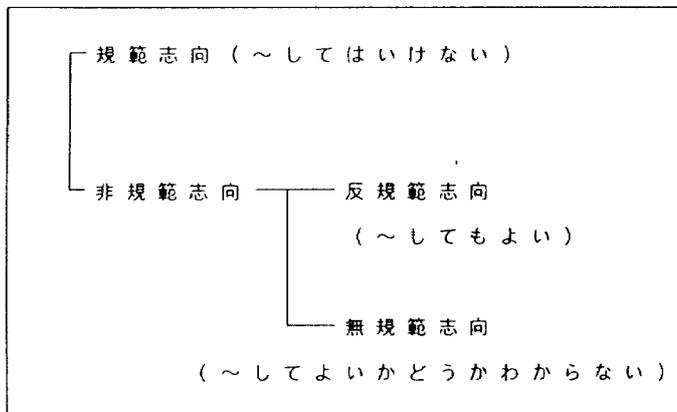
1995年2月～3月実施

(5) 調査項目の基本的構成

基本項目として、以下の調査項目を定めた。

- ①反規範的な逸脱・非行行為に対する許容性、逸脱・非行行為に妥当と判断される罰、そしてそれらの行為の実体験の程度
- ②反規範的な逸脱・非行行為を行うことの原因
- ③少年の周辺で一般的となっている社会的規則や約束事の遵守の程度

なお、本調査研究においては、反社会規範的な行為にたいする意識・態度を、以下の3つのカテゴリーに分類し、分析する。



III 調査結果

1. 各種反社会規範行為に対する許容性

各種反社会規範行為に対する許容性に関する結果をみると、日本及び韓国の一般少年、非行少年に共通して、社会的慣習や慣行に反する行為に対して許容率が高く、法的強制力の有るものに関しては低くなっている。しかし、個々の項目でみると日本と韓国で差が生じており、例えば反家庭規範行為にみられる、親への態度では日本に比較してかなり許容性が低い。

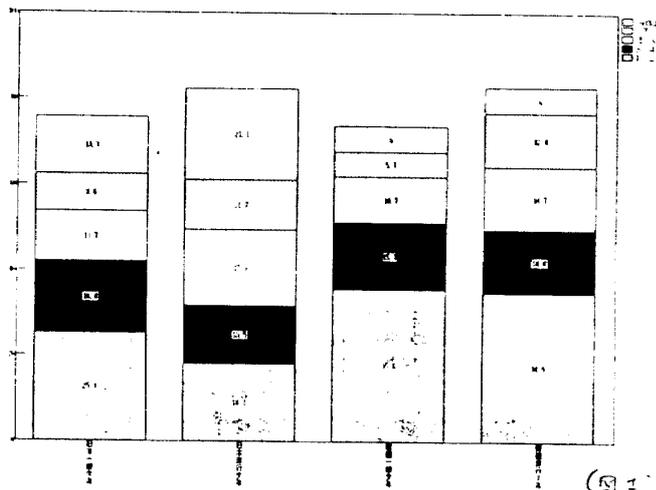
2. 日本の少年の特色としての「無規範」性

反社会規範行為に対して許容性を求めた際、韓国の一般、非行少年に比べて、日本の一般少年、非行少年に著しくみられた点は、「わからない」という無規範な者の占める割合が高いことであった。

逸脱行為に関して「やってはいけない」という規範をもつ者と、「やってもいい」という反規範的規範をもつ者との間に、「この行為はしていいのか、しては悪いものなのかわからない」という規範の軸の無い、「無」規範な少年の存在が、韓国の少年と比較することにより明らかになった。

例えば反規範行為26行為中、「わからない」と答えた行為数を比較したところ、「わからない」

行為が1つ以上あったものの人数は、日本、韓国の非行少年が同程度に高く、一般少年に関しても、同程度ではある。しかし、数量的内訳をみると、日本の方が、「わからない」と答えた行為の多いものが多く占め、無規範の行為が9つ以上のものが日本の一般少年で13%、非行少年で21%も占めている。(図1)。



規範行為の内容に関してみると、特に社会規範と家庭規範に関して無規範な者が多くなっており、例えば、社会規範の項目に対して「わからない」と答えた行為が1つ以上の者の割合は、韓国の一般少年に比べ、日本の一般少年は7ポイント高くなっており、また非行少年では12ポイント日本の方が高くなっている(図2)。

家庭規範では、一般少年は17ポイント、非行少年では26ポイントも日本の方が高くなっていることがわかる。

